

愛知県立中学校学則の制定について

このことについて、愛知県立中学校学則を制定したいので、別添案を添えて請議します。

令和6年5月15日提出

教育長 飯 田 靖

説 明

この案を提出するのは、愛知県立中学校(愛知県立とよはし中学校)を設置することに伴い、愛知県立中学校学則を制定する必要があるからである。

## 愛知県立中学校学則の概要

### 1 概要

愛知県立中学校(愛知県立とよはし中学校)を設置することに伴い、必要な事項を定める。

### 2 理由

愛知県立中学校を設置するにあたり、学期や休業日、教育課程、入学資格など、学校運営に必要な事項を定める必要があるため。

### 3 内容

- (1)愛知県立中学校の学期や、休業日などを含めた教育課程について定める。
- (2)愛知県立中学校の生徒に関する手続等を定める。

### 4 施行日

令和6年6月1日

愛知県立中学校学則の制定について  
愛知県立中学校学則をここに公布する。

令和六年 月 日

愛知県教育委員会教育長 飯田 靖

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県立中学校学則

(通学区域)

第一条 県立中学校の通学区域は、県内全域とする。ただし、県外に住所を有する者でその勤務地が県の区域内にあるものは、県立中学校に通学することができる。

(修業年限)

第二条 県立中学校の修業年限は、三年とする。

(学期)

第三条 学年を次の三学期に分ける。

第一学期 四月一日から八月三十一日まで

第二学期 九月一日から十二月三十一日まで

第三学期 一月一日から三月三十一日まで

2 前項の規定にかかわらず、校長は、愛知県教育委員会に届け出て、学年を次の二学期に分けることができる。

前期 四月一日から九月三十日まで

後期 十月一日から翌年三月三十一日まで

3 校長は、必要があると認めるときは、愛知県教育委員会に届け出て、学期の始期及び終期を変更することができる。

(休業日)

第四条 次に掲げる日は、授業を行わない日とする。ただし、校長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日

二 日曜日及び土曜日

三 あいち県民の日条例（令和四年愛知県条例第五十号）第二条第一項に規定する期間において愛知県教育委員会が定める日

四 夏季休業日 七月二十一日から八月三十一日まで

五 冬季休業日 十二月二十四日から翌年一月六日まで

六 春季休業日 三月二十一日から四月五日まで

2 愛知県教育委員会は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる日以外の日を臨時に授業を行わない日とすることができる。

(教育課程)

第五条 県立中学校の教育課程については、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）、中学校学習指導要領及び愛知県教育委員会が示す基準により、校長が定める。

(入学資格)

第六条 県立中学校に入学することができる者は、次に掲げる者とする。

- 一 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部における教育を受けることができなかつた者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒を除く。）
- 二 不登校その他の特別の事情により、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていないまま中学校、特別支援学校の中学部若しくは義務教育学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した者のうち、再度中学校に入学することが適当であると校長が認める者

(入学手続)

第七条 県立中学校に入学しようとする者は、入学願書を校長に提出しなければならない。

(入学時期)

第八条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の事情がある者については、この限りでない。

(授業料及び入学料)

第九条 授業料及び入学料は、徴収しない。

(退学及び転学)

第十条 生徒は、退学し、又は転学しようとするときは、その理由を付し、並びにその者及びその保護者（その者が成年者である場合は、その者）が署名した書面により、校長に願い出なければならない。

(再入学)

第十一条 県立中学校を退学した者が再入学を願い出たときは、校長は、当該者が退学した時に属していた学年以下の学年に入学を許可することができる。

(休学)

第十二条 生徒は、病気その他やむを得ない理由により引き続き三月以上欠席しようとするときは、その者及びその保護者（その者が成年者である場合は、その者）が署名した書面にその理由を証する書面を添えて、校長に休学を願い出なければならない。

2 校長は、前項の規定による願い出がやむを得ないと認めるときは、一年以内の期間を限り、休学を許可することができる。ただし、長期の療養を必要とする疾患による場合は、この期間を二年まで延長することができる。

(卒業証書)

第十三条 校長は、県立中学校の全課程を修了したと認めた者には卒業証書（別記様式）を授与するものとする。

(表彰)

第十四条 校長は、他の模範となる生徒を表彰することができる。

(学年等)

第十五条 学年、課程の修了及び卒業の認定、職員並びに懲戒に関する事項は、学校教育法及び学校教育法施行規則の定めるところによる。

(委任)

第十六条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この規則は、令和六年六月一日から施行する。

第 号	割 印	愛知県立 学校長 氏  名 印	年 月 日	右は本校の課程を卒業したことを証する。	校 印	氏 名  年 月 日	卒 業 証 書